



# 亡くなった親から相続した不動産、名義変更していますか？

2024年(令和6年)4月1日「相続登記」義務化！

## 放置すると・・・リスクが

相続した不動産(家・土地)を名義変更せずに放置すると、こんなリスクが挙げられます。



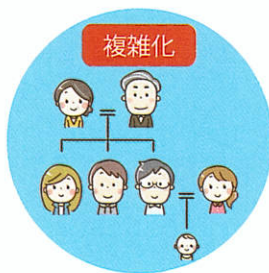
意見の対立

話し合いが  
まとまらない



違反金

最大10万円の  
違反金が課せられる  
可能性も



複雑化

権利関係の  
複雑化



売却 担保

売却や担保提供が  
できない



入手困難

必要書類が  
入手困難

## こんなお困りごとありませんか？



どうする？

預貯金解約・相続放棄



はやく売りたい

売却予定で急いでいる



遠くて行けない

相続不動産(家・土地)が  
遠方にある

相続登記、遺言のことはお気軽にご相談下さい。  
土・日・祝もご相談承っています。(要予約)

茨城司法書士会所属

司法書士 岡田 茂樹

E-mail:shigeki@s-okada.com

http://www.s-okada.com/

